

総量削減義務と排出量取引制度における都内中小クレジット算定ガイドライン 改正概要（2024（令和6）年9月）

- 削減量の算定とクレジット発行にかかる基本的な考え方を次のとおり改正
 - ▶ （旧）地球温暖化対策報告書を提出している中小規模事業所において、都が規定する認定基準一覧に基づき、高効率な設備機器への更新などを実施することで、その排出削減量をクレジットとして発行
 - ▶ （新）中小規模事業所において、地球温暖化対策報告書の提出と併せて、中小規模事業所のエネルギー削減目標となる「2030年に向けた達成水準」以上に削減したエネルギー使用量相当の排出量をクレジットとして発行
- 申請者が本制度で規定する中小企業等（地球温暖化対策報告書の義務提出者は除く）である場合には、削減量の算定に一部、特例措置を設けるよう改正
- 削減量の算定方法の変更に伴う様式の改正
- 第3計画期間から第4計画期間へ時点修正
- その他軽微な修正